

第4章 計画の基本方針と施策

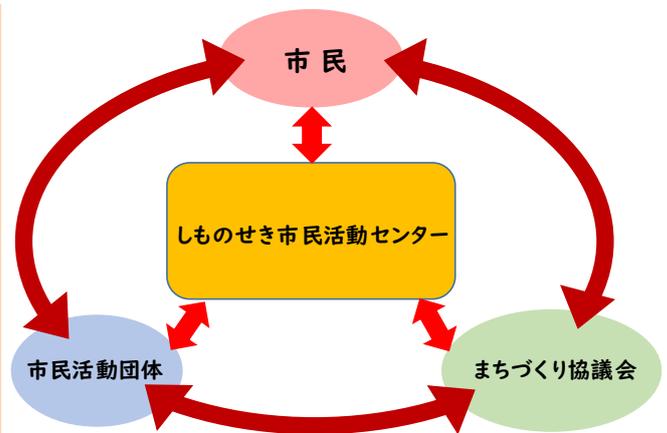
本市における市民協働を取り巻く現状や課題、「第3次下関市総合計画」の基本構想において定める「暮らしやすい、住みよいまち」の実現に向けて、市政の主人公である市民の視点を重視し、『つながる手 広がる未来 夢かなう下関』というスローガンを掲げ、市民協働参画及び市民活動の促進に取り組みます。

なお、この章において「市民活動団体」は、まちづくり協議会は含まず、区別して使用します。

スローガン

つながる手 広がる未来 夢かなう下関

「市民と市民活動団体やまちづくり協議会」、
「市民活動団体とまちづくり協議会」
など、しものせき市民活動センターをハブとして、それぞれがつながり、ネットワークが広がることにより地域課題の解決に結びつき、明るい未来が広がり夢がかなう住みよい下関となることを目指します。



スローガンの実現に向けて、4つの基本方針を定め、施策の展開方向に沿った施策を設定します。施策ごとの事業については、市民、市民活動団体、まちづくり協議会、行政、しものせき市民活動センターで区分し、それぞれの役割を明確にします。

また、各施策の実施にあたっては、目標や目的を意識し、より効果的なものとなるように検討します。

基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

基本方針2 市民活動を発展させる環境づくり

基本方針3 中間支援機能の充実
～しものせき市民活動センターの機能拡大～

基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進
～地域における協働の推進～

基本方針Ⅰ 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

【施策の展開方向】

○市民活動を促進する情報の収集及び提供

- 行政としものせき市民活動センターが連携し、幅広く市民の皆さんに市民活動について知ってもらうための取組を進めます。
- 市民協働が施策に与える影響や結果を分かりやすく情報提供し、参加の可否を含め市民が自主的な判断により市民活動に参加出来るように、協働への理解を促進します。

【具体的な施策】

(1) 情報収集と提供

多様な広報媒体を活用した幅広い世代に向けた情報の発信

- ・より多くの市民が幅広く市民活動に参加できるためには、適切に情報を伝えることが必要です。年代やライフスタイルによって情報収集の媒体が異なるため、「市報しものせき」、市ホームページ、市公式アプリ、SNS、しものせき市民活動センター発行の「ふくふくサポートだより」、コミュニティFMなど、多様な媒体で情報発信を行います。
- ・市民活動団体やまちづくり協議会においても、SNS等新たな情報発信手段の積極的な活用を推奨します。

市民参画のための情報の提供と共有

- ・市民活動や市政に関する情報は、説明会やシンポジウム、学習会などの開催、広報誌、インターネット等を通じて提供し、市民・市民活動団体・まちづくり協議会・行政・しものせき市民活動センターで共有します。
- ・市民が求めている市民活動の情報を把握し、活動内容や活動への参加方法など、分野ごとに内容を広く発信・提供します。

市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有

- ・やまぐち県民活動支援センターや他市の市民活動支援センター、下関市社会福祉協議会(福祉ボランティア)等からの情報を収集し、共有します。

市民活動に関するニーズの把握

- ・市民活動や市民協働参画に関する市民や市民活動団体の意識やニーズを把握するための調査を行い、その結果を公表します。

(2) 市民協働に係る啓発

市民協働への理解促進

- ・ 市民参画に関する情報や実施する施策、その結果を分かりやすく公表し、市民参画の効果の理解を促します。
- ・ 市民活動団体の活動事例や成果を広く公開し、理解を深めます。

出前講座、セミナー等の学習機会の提供

- ・ 市民活動への理解やきっかけづくりとなる出前講座やセミナー、研究会といった学習機会を提供し、新規参入を促進します。

若者、就労者等の協働への理解促進

- ・ 教育機関や事業者に対して情報提供を行い、若い世代の市民協働参画に関する意識の向上を図ります。

(3) 行政内の市民協働に対する意識向上

全庁的な職員研修の実施

- ・ さまざまな職種・職階の職員を対象に、市民協働の基本理念や先進事例、協働の意義や実践的な進め方に関する研修を実施します。これにより、市民との協働を自らの業務として捉え、部門を越えて市民活動と連携・協力できる人材の育成を図ります。

市民協働に関する内部広報の強化

- ・ しものせき市民活動センターで実施するイベントや講座、まちづくり協議会のイベントなど、市民活動の取組の情報を庁舎内イントラネット(庁内掲示板等)で周知します。これにより、日常業務の中で職員が市民協働に対する意識を高める啓発活動を進めます。

【基本方針I 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進における役割区分】

事業	市民	まちづくり協議会・ 市民活動団体	行政・ 市民活動センター
多様な広報媒体を活用した幅広い世代に向けた情報の発信	○	○	○
市民参画のための情報の提供と共有	○	○	○
市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有		○	○
市民活動に関するニーズの把握	○	○	○
市民協働への理解促進	○	○	○
出前講座、セミナー等の学習機会の提供	○	○	○
若者、就労者等の協働への理解促進	○	○	○
全庁的な職員研修の実施			○
市民協働に関する内部広報の強化			○

【基本方針I 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進における成果指標】

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
市民活動の経験	参加したことがある 39.5%	参加したことがある 45.0%
市政参画の経験	参画したことがある 12.7%	参画したことがある 15.0%

資料：市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査

基本方針2 市民活動を発展させる環境づくり

【施策の展開方向】

○市民活動の場の提供

→多くの市民が幅広い市民活動に参加できる機会や、市民の抱える様々な課題に対応する市民活動団体と出会える仕組みづくり等について検討を行います。

○市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

→市民活動団体のニーズに合致した、活動しやすい環境づくりを進めるために、既存の助成制度の見直しや新たな助成制度について検討を行います。

【具体的な施策】

(1) 参加・交流機会の創出

市民活動情報を活用した交流機会の創出

- ・ 市民・市民活動団体・行政・他の市民活動支援機関等から寄せられた情報を活用し、交流の機会を創出します。

多様な参加機会の創出

- ・ 直接市民活動に参加することが難しい市民でも、SNSによる意見提供やリモートでの説明会、シンポジウムの開催、寄付等によって間接的に参加できる機会について検討します。

様々な機関との連携による活動支援

- ・ 教育機関、医療・福祉機関、民間企業等、様々な機関への情報提供や定期的に情報交換を行い、市民活動や市民参画に関する学習機会を提供することで、参加の促進を支援します。

(2) 活動を発展させる支援

市民活動団体の現状把握

- ・ しものせき市民活動センターの登録データや内閣府が公表しているNPO法人情報等を活用し、個々の団体の組織体制や活動状況、抱える課題等を把握し、よりよい活動の展開や課題解決のヒントとなる研修やイベント、意見交換会の実施について検討します。
- ・ 団体の運営や活動について、情報を公開し、団体運営の透明性の確保に努めます。

マネジメント・リーダー能力養成支援の充実

- ・ 市民活動を持続的に推進するための次期リーダー育成研修や交流の場を提供します。

相談体制の充実

- ・ 新規団体の設立や運営に関する課題への対応として、相談体制を充実します。
- ・ リスクマネジメント(危機管理、情報管理、安全管理等)に関する相談支援を実施し、安心・安全な市民活動の推進を図ります。

市民活動保険の実施

- ・ 市民が安心して市民活動に参加できるように市民活動保険を引き続き実施し、その適用範囲等を実態に即した内容に随時見直しをするとともに、制度の広報を進めます。

市民活動助成制度の活用

- ・ 市民活動団体の財政的支援ニーズを把握し、市の助成制度の見直しや情報提供を行います。各種助成金情報を集約し、各団体自らが適した制度を活用できるよう支援します。

【基本方針2 市民活動を発展させる環境づくりにおける役割区分】

事業	市民	まちづくり協議会 市民活動団体・	市民活動センター 行政・
市民活動情報を活用した交流機会の創出	○	○	○
多様な参加機会の創出	○	○	○
様々な機関との連携による活動支援		○	○
市民活動団体の現状把握			○
マネジメント・リーダー能力養成支援の充実		○	○
相談体制の充実		○	○
市民活動保険の実施			○
市民活動助成制度の活用			○

【基本方針2 市民活動を発展させる環境づくりにおける成果指標】

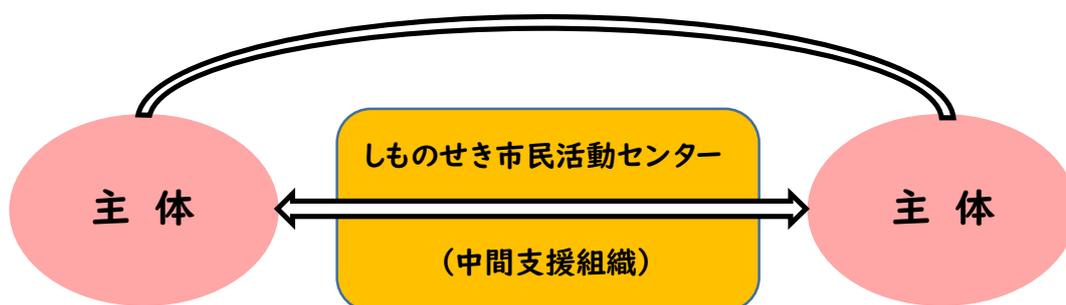
成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
市民活動を促進するために実施した施策件数	94件	100件
しものせき市民活動センターでの学習の機会・交流の場への満足度	学習の機会・交流の場 どちらにも満足している 35.8%	学習の機会・交流の場 どちらにも満足している 40.0%

資料：市民と行政・市民と市民の協働の取組（パートナーシップ）年次報告
市民協働参画及び住民自治のまちづくりに関する市民意識調査

基本方針3 中間支援機能の充実 ～ものせき市民活動センターの機能拡大～

【施策の展開方向】

- 市民活動団体、まちづくり協議会、ボランティアギルド等、各団体間のネットワーク化の促進
→市民活動や市民同士が交流できる場を提供することで、市民活動と市民主体のまちづくりの推進を目的とした「ものせき市民活動センター」の中間支援機能を拡大し、それぞれの活動の活性化を目指します。
- 市民活動団体やまちづくり協議会に対して、活動事例の情報提供や法人化相談を行うなど市民活動センターによる支援を強化します。



中間支援組織は、主体同士をつなぐ役割を果たします。

※ただし、中間支援組織を通さなければ協働できないというものではありません。

【具体的な施策】 ※この図で主体とは、市民・市民活動団体・まちづくり協議会・事業者・行政などです。

(1) 情報共有・意見交換の仕組みづくり

市民や各団体をつなぐ仕組みの発展

- ・ ボランティア情報を集約し、参加希望者と受入団体をつなぐボランティアギルド制度を更に充実させます。
- ・ 参加意欲のある市民が興味のある分野や活動を見つけて参加できるよう、ものせき市民活動センターを通じて市民活動団体とのつながりをコーディネートします。
- ・ 市民活動団体やまちづくり協議会、市民や行政など多様な主体同士をつなぐ仕組みを構築します。

オンライン交流会の促進

- ・ 各団体が気軽に参加できるオンラインによる情報交換や協議プラットフォーム（専用SNSや掲示板、Web会議ツール等）など、地理的・時間的制約を越えて、団体間の交流や相談、情報収集や発信ができる仕組みを検討します。

活動事例・協働プロジェクトの集約、共有ポータル構築

- ・ 市民活動センターのホームページ等において、各団体の活動事例や協働プロジェクトの紹介、今後のイベントや連携希望情報、ボランティア募集情報などを集約・発信するポータルサイトを強化します。また、実績・経験の可視化により相互の学びや新たな連携を促進します。

(2) 地域コーディネーター機能の構築

協働コーディネーターの配置

- ・しものせき市民活動センターに、市民活動団体やまちづくり協議会、市民や行政など多様な主体のつなぎ役となり、連携の呼びかけや協働事業の立ち上げ、課題解決のためのマッチング等を行う協働コーディネーターの配置を目指します。
- ・市民活動センターの次期指定管理業務を見直し、令和9年度から、まちづくり協議会の支援に関する業務の本格導入を目指します。

地域コーディネーターの養成・地域人材の育成

- ・現場でコーディネート力を発揮する人材(地域コーディネーター※13)を増やすため、実践的な養成研修やOJT※14、勉強会を実施します。団体スタッフや一般市民等を対象に、ネットワーク形成やファシリテーション※15、課題解決などのスキルを磨き、地域ぐるみでの協働推進力を底上げします。
- ・まちづくり協議会の人材育成のための系統的な研修の実施を目指します。

※13 地域コーディネーター：通常の人材派遣コーディネーターとは異なり、事業だけでなく地域全体を良くするための視点を持ちながら人材と事業者のマッチングやサポートなどの活動を行う仲介役兼伴走支援者のこと。地域に密着しながら、住人や事業者のやりたいこと・困ったことを見つけ出してプロジェクト化する。

※14 OJT：「On-the-Job Training」の略で、日本語では「職場内訓練」と訳される。OJTは、職場で実際の仕事を通じてスキルや知識を習得するためのトレーニング手法。上司や先輩が仕事のやり方を教えながら実践的に育成する方法で、実際の業務環境での経験を通じて、理論と実践を結びつけることができるため、即戦力として育成する効果が高いとされている。

※15 ファシリテーション：グループ・ディスカッションや会議の進行を円滑にするための技法やプロセス。

【基本方針3 中間支援機能の充実における役割区分】

事業	市民	まちづくり協議会・ 市民活動団体	市民活動センター 行政
市民と各団体をつなぐ仕組みの発展		○	○
オンライン交流の促進		○	○
活動事例、協働プロジェクトの集約、共有ポータル構築		○	○
協働コーディネーターの配置		○	○
地域コーディネーターの養成・地域人材の育成			○

【基本方針3 中間支援機能の充実における成果指標】

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
市民活動団体及びまちづくり協議会とボランティアギルド登録者とのマッチング件数	15件	30件
各団体同士のマッチング件数	— ※新規	5件

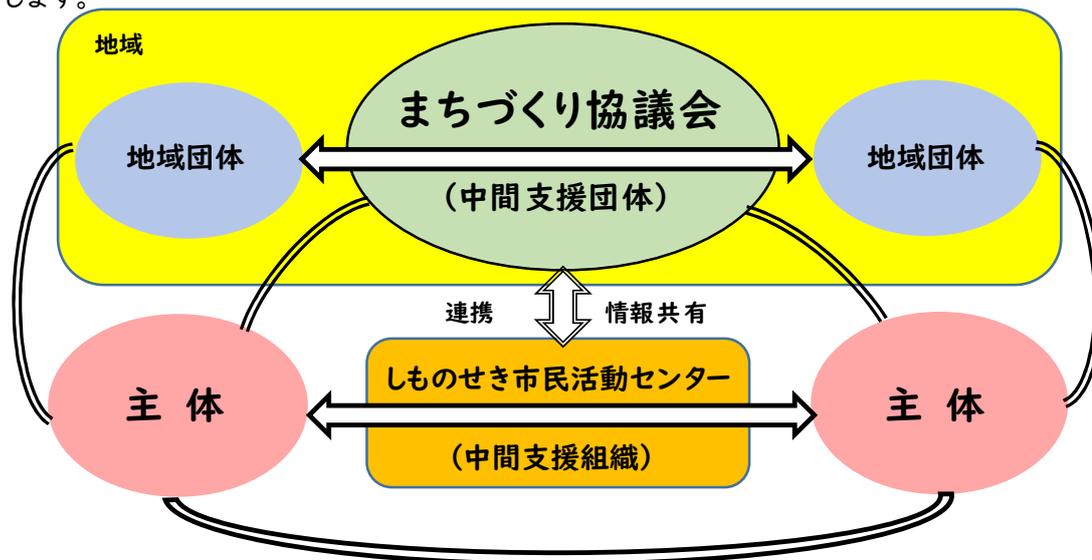
資料:しものせき市民活動センター登録件数

基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進 ～地域における協働の推進～

【施策の展開方向】

○まちづくり協議会の運営及び活動への支援

→地域の特性や課題に応じたまちづくり協議会の自主的な運営と活動を支援するとともに、人材育成や資金確保、活動評価を推進し、住民自治による継続的で自律的な地域運営の実現を目指します。



※この図で主体とは、市民・市民活動団体・事業者・行政などです。

【具体的な施策】

(1) まちづくり協議会の運営及び活動への支援

各地区の中間支援団体としての役割

- ・ まちづくり協議会の主な役割は地域の関連団体のネットワークの構築であり、協議会のもつネットワーク、相互補完によって各団体でこれまで解決できなかった課題を連携し解決していくことです(=地域づくり=住民自治によるまちづくり)。
- ・ 地域のネットワーク構築の中心的存在として、地域団体の実態を把握し、情報提供やネットワーク化を行うことで、団体間の連携強化を推進するため、しものせき市民活動センターの協働コーディネーターと連携しながら、まちづくり協議会において、地域内の連絡調整役となる人材の育成を目指します。

効果的なまちづくり交付金の運用

- ・ それぞれの地域の課題解決や実現したいまちづくりの方向性に沿うよう交付金の仕組みを見直し、市民が求める役割を果たせる活動を支援します。

活動評価制度の導入

- ・ 各地区のまちづくり計画の進捗状況を地域住民と共有しながら、まちづくり協議会が自らの活動を振り返り、活動内容の費用対効果について考え、活動の効果や課題を検証するため、「活動評価制度」の導入を検討します。

(2) 地域づくりの人材育成

プロジェクト制の推進

- ・ 地域活動の担い手の高齢化や人材不足が課題となっている中で、個人や団体のもつスキルや人材の発掘にもつながら、参加者のすそ野を広げていくための取組として、引き続きプロジェクト制を推奨します。

(3) 自主財源確保の推進

クラウドファンディングなどの寄付金活用の導入

- ・ まちづくり交付金の使途は一定の制限があり、まちづくり協議会の活動の拡大や充実が期待される中で、より効果的にまちづくり活動を継続していくためには、新たな財源を確保する必要があります。継続的に収益事業が行えるような組織づくりには様々な課題もあることから、不特定多数からの資金を調達する仕組みとして、クラウドファンディングなどの寄付金の活用を推進します。

【基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進における役割区分】

事業	市民	まちづくり協議会 市民活動団体・	市民活動センター 行政・
各地区の中間支援団体としての役割		○	○
効果的なまちづくり交付金の運用		○	○
活動評価制度の導入		○	○
プロジェクト制の推進		○	○
クラウドファンディングなどの寄付金活用の導入		○	○

【基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進における成果指標】

成果指標	現状値 令和7年	目標値 令和12年
住民自治によるまちづくり（まちづくり協議会）の取組が進んできたと感じる市民の割合	14.7%	16.0%

資料：下関市市民実感調査